６．都市環境

６－１　基本的な考え方

①　第二次霧島市環境基本計画※52 等を踏まえ、市民・事業者・行政の協働により、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいくための取組を進めます。

（１）豊かで美しい自然環境の保全

①　霧島山や錦江湾に注ぐ天降川等の河川、流域に広がる田園や点在する温泉群などの豊かで美しい自然環境と共生し、未来への資産として継承できるよう、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を推進します。

（２）快適な生活環境の創造

①　快適で健全な生活環境を保全・創出するため、必要に応じて、都市計画制度の活用を図ります。また、環境汚染や公害の防止に努めるとともに、環境の美化を進めます。

（３）低炭素循環型社会の形成

①　持続可能な社会の形成を図るため、再生可能エネルギーや省エネルギーの促進による温室効果ガス※53 の抑制及び霧島市ごみ減量化・資源化基本方針※54 に基づき、従来の３Ｒにリフューズ（廃棄物の発生回避）を加えた４Ｒ※55 を推進し、市民や事業者への分かりやすい情報発信に努めます。

６－２　主要な都市環境形成と保全の方針

（１）自然環境の保全の方針

１）自然環境の保全

①各種法令・制度の活用

ⅰ　地域の自然的・社会的特性を考慮し、都市計画法等の土地利用に関する各種法令に基づき、自然環境保全の観点から計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

※52　第二次霧島市環境基本計画 ／ 本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政が、どのように守り育てていくのか、その考え方と取組をまとめたもの。平成 30 年（2018 年）３月策定。
※53　温室効果ガス ／ 大気中の二酸化炭素やフロンなど、地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃がさず、閉じ込めておく効果を持つ気体のこと。
※54　霧島市ごみ減量化･資源化基本方針 ／市民、事業者、行政による今後のごみ処理に係る基本的な取組の方針として定めたもの。平成 29 年（2017 年）５月策定。
※55　４Ｒ ／ ①Recycle（リサイクル ／ 再資源化・再生利用）、②Reuse（リユース ／ 再使用）、③Reduce（リデュース ／ ごみの発生抑制）、④Refuse（リフューズ ／ 不要なものは買わない・断る）のことをいい、この４つの頭文字を取って4Rと呼ばれている。

ⅱ　市街地の周辺に残る良好な緑地については、必要に応じて風致地区※56 制度や緑地保全地域※57 制度、市民緑地制度※58 などの活用を検討し、ふるさとの緑地を保全します。

②自然環境の管理・保全等

ⅰ　森林は、水源の涵養（かんよう）※15、二酸化炭素の削減、動植物の生態系の保全、土砂災害の防止など多面的な機能を持っていることから、市民や森林所有者、事業者の協調により、森林の適切な維持管理等を推進し、森林の機能保全に努めます。

ⅱ　鹿児島空港や工場等の緩衝緑地帯については、適正な保全・創出を図ります。

ⅲ　錦江湾における海辺環境を保全するため、環境浄化や生物の生育環境の確保などに考慮した適切な管理に努めます。

ⅳ　希少動植物のヤマネ※59 やクロツラヘラサギ※60、ノカイドウ※61、ミヤマキリシマ※62、カワゴケソウ※63 などは、霧島市の豊かな自然を感じさせる景観の一つであり、このかけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、関係法令に基づいた保全を図ります。

③公共事業や民間開発における自然や生態系への配慮

ⅰ　公共事業の実施に際しては、自然環境との調和や生態系の保全に配慮します。また、民間の宅地開発等に際しても、同様の配慮がなされるよう、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

２）自然環境との共生とふれあい

①地域を特色づける自然との共生

ⅰ　農山村地域では、里山、農地、河川等と集落地や温泉郷等が一体となった独自の環境が形成され、自然環境は住民の生活や観光・交流に重要な役割を果たしています。これらの自然環境については、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源としての活用を継続しつつ、保全を図ります。

※56　風致地区　／　都市計画法上の地域地区の一種。良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定する。

※57　緑地保全地域　／　都市緑地法に規定する制度で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもの。都市計画法上の地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。

※58　市民緑地制度　／　土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

※59　ヤマネ　／　頭胴長約 8 ㎝、尾長約 5 ㎝で、背中の黒い線とリスのようなフサフサとした尾が特徴的な小動物。夜行性で、ほとんど樹上で活動し、トンボやチョウなどの昆虫類を中心に食べる。冬には雪の中で丸まって冬眠する。環境省のレッドデータブックでは準絶滅に分類されている。国の天然記念物。

※60　クロツラヘラサギ　／　朝鮮半島北西部で繁殖し、冬季になるとベトナム、台湾、香港、朝鮮半島南西部などで越冬する。日本には冬季に少数飛来する冬鳥。開発による生息地の破壊、狩猟などにより生息数が減少し、絶滅危惧種に指定されている。

※61　ノカイドウ　／　霧島山にのみ自生するバラ科の植物。洪水などによって広範囲で植生が失われた場所に定着した種であると考えられており、遷移によって植生が変化し日当たりが悪くなるに従って急速に衰退しつつあることから、絶滅危惧種に指定されている。

※62　ミヤマキリシマ　／　高千穂河原など霧島山一帯に自生するツツジ科の低木。花の色はほとんどが桃色だが、株によっては赤、白、紫の花を咲かせる。県の指定する「分布特性上重要な種」になっている。

※63　カワゴケソウ　／　熱帯から亜熱帯の河川の急流に生息する種子植物で、日本では、屋久島と鹿児島県本土及び宮崎県の一部にのみ見られる珍しい植物。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧ＩＡ類に分類されている。県の天然記念物。

②自然とのふれあいの場の創出

ｉ　自然公園や自然遊歩道などを自然体験・環境学習の場として活用するとともに、健康にも良いウォーキングロードの整備による森林セラピー[※64]基地の形成など、市民や観光客が自然とふれあえる場の創出を図ります。

③自然保護意識の高揚と協働の推進

ｉ　環境学習の機会の提供や自然保護に関する啓発を進めるとともに、市民の参画と協働により自然環境の保全・活用を進めます。

３）地球環境への配慮

①　市が実施する事業に関しては、霧島市地球温暖化対策実行計画[※65]に基づき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス[※53]の排出量低減に率先して取り組みます。また、地球環境への配慮について、市民・事業者への情報提供・啓発を推進します。

（２）快適な生活環境の創出に関する方針

１）良好で住みやすい生活環境の維持・創出

①　市街地や集落地における快適な生活環境を維持・創出するため、地域の実情に応じて、用途地域[※3]や地区計画[※9]、建築協定[※19]、緑地協定[※22]等の都市計画制度の活用や都市施設[※49]の整備を図ります。

２）環境へ負荷の少ない生活環境づくり

①　公害・環境汚染に関する調査や監視体制を整備するとともに、市民や事業者への啓発や関係機関との連携により、きれいな空気、きれいな水、快適な音環境（騒音・振動の防止対策の推進）の創出に努めます。

②　公共事業等に際しては、計画、工事、供用の各段階において、環境負荷の低減を図ります。また、民間事業者に対しても同様の啓発・情報提供を進めます。

③　公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水処理の適正化を図るとともに、企業・事業所や農家、ホテル・旅館等に対して、適正な排水処理や農薬使用等について要請します。

※64　森林セラピー　／　森林環境を活用した健康維持・増進を図る方法のこと。専門家による生理・心理・物証実験等を通してその高いリラックス効果が実証された森林を擁するとともに、良質な関連施設があると認められた地域が「森林セラピー基地」として認定される。霧島市では牧園地域の森林が平成 19 年（2007 年）に、霧島地域の森林が平成 27 年（2015 年）に認定されている。
※65　霧島市地球温暖化対策実行計画／　地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく計画。この計画では、市役所を一つの事業所とみなし、そこから排出される温室効果ガスの削減目標を定めている。平成 20 年（2008 年）3 月策定。

３）地域美化活動の促進

①　霧島市生活環境美化条例※66及び霧島市天降川等河川環境保全条例※39に基づき、環境美化推進員※67（兼河川環境保全推進員※68）の任命、環境美化モデル地区※69の指定や環境美化に関する地域リーダーの養成を行い、地域の特性を生かした美化活動を促進します。これにより、市民一人ひとりの環境美化意識の向上を図り、ごみの不法投棄等のない潤いと安らぎのある地域環境の創出に努めます。

（３）低炭素循環型社会の形成に関する方針

１）再生可能エネルギー・省エネルギーの促進

①　省エネルギーに関する啓発や情報提供を行うとともに、太陽光や地熱、バイオマス※70等を活用した再生可能エネルギーの利用促進と、市民や事業者との協働により、温室効果ガス※53排出抑制に取り組みます。

２）廃棄物の減量や循環利用

①　霧島市ごみ減量化・資源化基本方針※54に基づき、従来の３Ｒにリフューズ（廃棄物の発生回避）を加えた４Ｒ※55を推進し、廃棄物の排出量、焼却処理量及び最終処分量を抑制します。

②　廃棄物処理の効率化及び処理経費の削減を考慮しながら、循環的利用ができない廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減を図ります。

※66　霧島市生活環境美化条例　／　市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めた条例。平成 19 年（2007 年）12 月制定。
※67　環境美化推進員　／　霧島市生活環境美化条例により、市民の中から任命される。生活環境美化の推進に関する啓発活動を行い、市民等に対して助言を与えるとともに、市長に対して意見を述べることができる。
※68　河川環境保全推進員　／　霧島市天降川等河川環境保全条例により、市民の中から任命される。天降川等の環境保全の推進に関する啓発活動を行い、市民等に対して助言を与えるとともに、市長に対して意見を述べることができる。
※69　環境美化モデル地区　／　霧島市生活環境美化条例に基づき、良好な生活環境を実現するため、特に推進する必要がある地域が環境美化モデル地区に指定される。
※70　バイオマス　／　再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）。

■　都市環境方針図

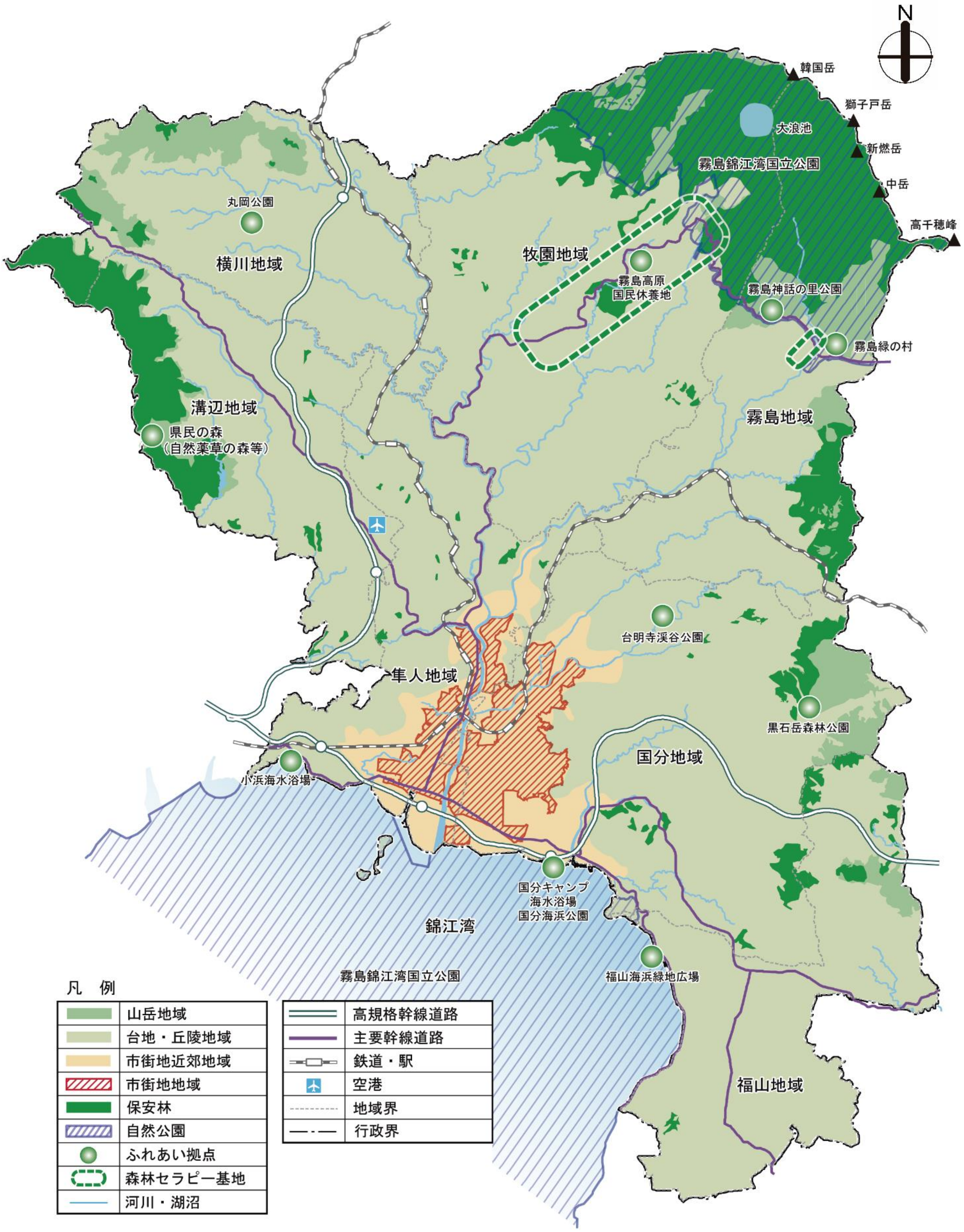
N
韓国岳
獅子戸岳
大浪池
新燃岳
霧島錦江湾国立公園
中岳
高千穂峰
丸岡公園
横川地域
牧園地域
霧島高原
国民休養地
霧島神話の里公園
霧島緑の村
溝辺地域
県民の森
（自然薬草の森等）
霧島地域
台明寺渓谷公園
隼人地域
黒石岳森林公園
国分地域
小浜海水浴場
国分キャンプ
海水浴場
国分海浜公園
錦江湾
福山海浜緑地広場
霧島錦江湾国立公園
福山地域
凡　例
山岳地域
台地・丘陵地域
市街地近郊地域
市街地地域
保安林
自然公園
ふれあい拠点
森林セラピー基地
河川・湖沼
高規格幹線道路
主要幹線道路
鉄道・駅
空港
地域界
行政界

７．都市景観

７－１　基本的な考え方

（１）景観形成への取組

① 景観とは、長い年月の中で地域の自然・歴史・文化等とともに育まれてきた市民共通の大切な資産であり、適切な保全・形成を図りながら次の世代へと継承することが必要であり、霧島市景観計画※71 に基づき本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進します。

② 霧島市景観計画に基づき、山、里、まち、平地、錦江湾沿いなどそれぞれの景域の特性を生かし、美しいまちづくりに積極的に取り組みます。

（２）市民が誇りをもてる美しい都市景観の形成

① 霧島山が織りなす山並みや、森や河川、農地などの「自然的景観」、霧島神宮や鹿児島神宮、温泉郷などの「歴史・文化的景観」、都市部における「市街地景観」を、市民が誇りをもてる美しい都市景観として保全・形成します。また、霧島山～錦江湾～桜島を望む雄大な自然景観への眺望は、本市の「視軸」として位置付け、眺望景観の確保に努めます。

（３）市民・事業者との協働による景観づくり

① 景観に対する市民・事業者の意識啓発や必要な情報提供を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働による美しい景観づくりを推進します。

７－２　主要な都市景観形成の方針

（１）自然的景観の保全と形成

① 韓国岳をはじめ、新燃岳、高千穂峰などが連なる霧島山の雄大な景観、市街地から錦江湾や桜島を望む美しい景観など、地域を代表する自然的景観を、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに保全し、更に美しく魅力あふれるものとして次世代に引き継ぎます。

② 天降川や霧島川の貴重な水辺空間については、潤いのある水辺景観として保全・形成を図ります。

③ 太陽光発電施設は、周辺の良好な眺望景観に配慮した形態や配置の誘導に努めます。

※71　霧島市景観計画 ／ 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならでは」のまちづくりを目指すもの。平成 24 年（2012 年）9 月策定。

（２）歴史・文化的景観の保存と活用

① 国の重要文化財に指定されている霧島神宮の社殿や、国の史跡に指定されている鹿児島神宮の境内や隼人塚などの文化財をはじめ、市内に点在する地域固有の歴史的景観を保全するとともに、これらの周辺地域においては、都市計画制度の活用を図るなど、歴史資源と調和した魅力的な景観の形成を図ります。

② 温泉街をはじめ、観光客など多くの人が訪れる地区においては、地域特性や周辺との調和に配慮した建築物・工作物の色彩や形態・意匠等の誘導により、良好な景観形成を図るよう努めます。

（３）魅力ある市街地景観の創出

① 国分駅、隼人駅周辺などまちの玄関口となる地区については、本市の顔となる賑わいや心地よさを感じられる魅力ある市街地景観の形成を図ります。

② 幹線道路沿道における調和のとれたまちなみの形成や、住宅地における閑静なまちなみの形成など、それぞれの地域の特性に応じた建築物の色彩・形態・意匠や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成に努めます。

③ 特徴的な景観を有している地域・地区のうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要のあるエリアを「育成地区」と位置付け、霧島市景観計画[※71]等により、良好な景観の保全・形成を図ります。

（４）市民・事業者との協働による景観づくり

① 美しい景観づくりのためには、行政による景観整備だけでは限界があることから、霧島市景観計画に基づき、市民や事業者に配慮を求めるなど、協働による景観づくりを進めていきます。

② 市民や事業者による生垣づくり、敷地内への樹木、花の植栽、ベランダや窓辺への緑の配置など、一人ひとりができる身近な景観まちづくりを推進するとともに、清掃や美化活動などの地域が主体となった活動を推進します。

■ 都市景観方針図

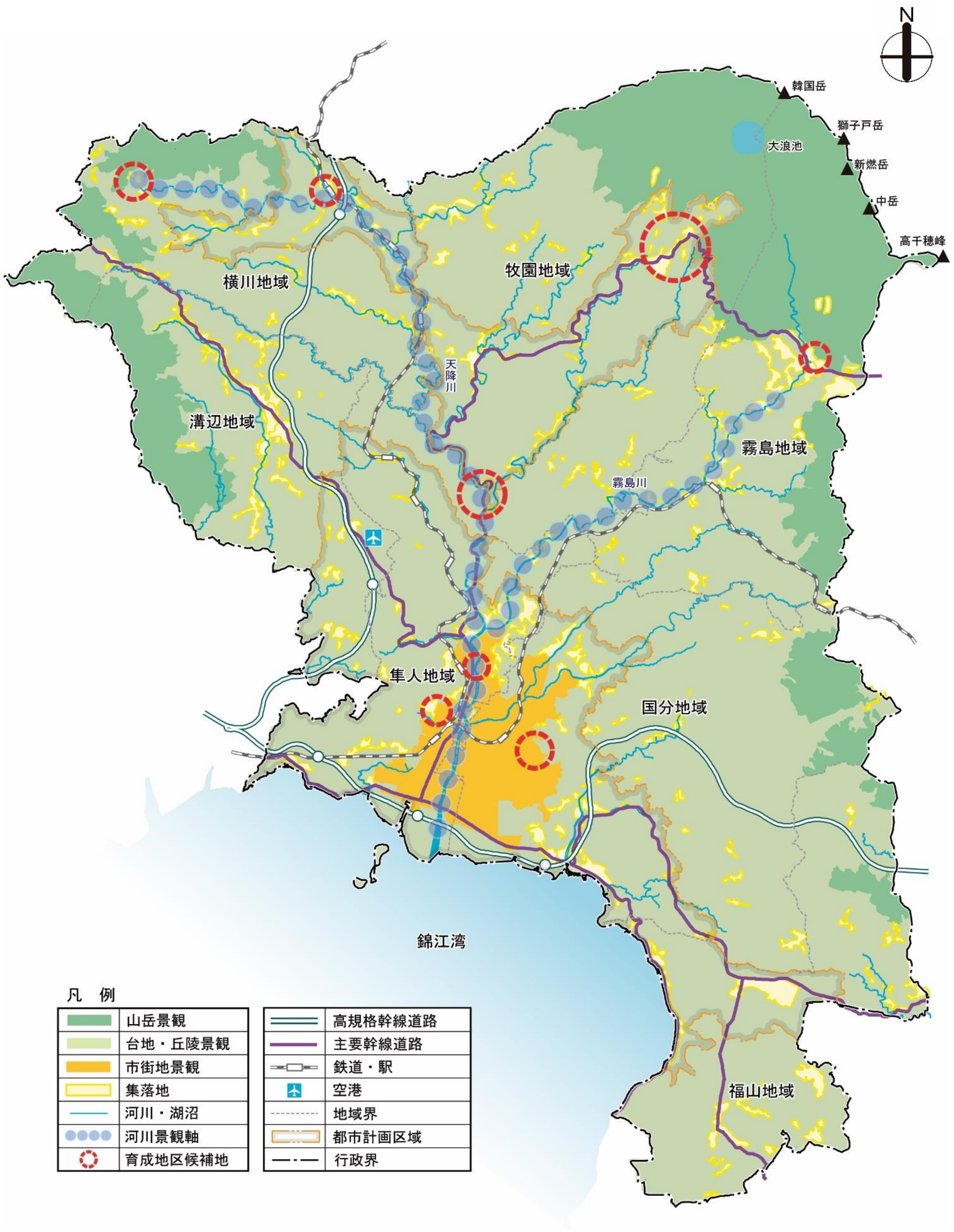
N
韓国岳
獅子戸岳
大浪池
新燃岳
中岳
高千穂峰
横川地域
牧園地域
天降川
溝辺地域
霧島地域
霧島川
隼人地域
国分地域
錦江湾
福山地域
凡　例
山岳景観
台地・丘陵景観
市街地景観
集落地
河川・湖沼
河川景観軸
育成地区候補地
高規格幹線道路
主要幹線道路
鉄道・駅
空港
地域界
都市計画区域
行政界